

令和5年第7回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和5年5月29日(月) 14時04分～14時25分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 武井政一

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(桑原昭佳)、
学校教育課長補佐(岡松賢吾、平田隆輔、野見山和久)、学校給食課長(宮本敏行)、
生涯学習課長(中村達也)、生涯学習課長補佐(石川律子)、文化課長(坂口信治)、
文化課文化財保護推進室長(渡邊淳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第17号 飯塚市学校運営協議会委員の任命

議案第18号 「飯塚市鳥瞰図」の市文化財指定

議案第19号 飯塚市文化施設活用検討委員会委員の委嘱

議案第20号 飯塚市文化財保存活用推進委員会委員の委嘱

(2) 報告事項

報告第20号 令和5年第3回飯塚市議会臨時会の結果について

報告第21号 専決処分報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
について

報告第22号 飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

(3) 協議事項

① 飯塚市青少年問題協議会委員の推薦について

② 教育行政について

◆令和5年第7回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和5年5月29日(月) 14時04分～14時25分)

○上田委員

ただいまより令和5年第7回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第17号 飯塚市学校運営協議会委員の任命

《説明：学校教育課長(桑原昭佳)》

議案第17号「飯塚市学校運営協議会委員の任命」についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校として「飯塚市立椋本小学校」、「飯塚市立小中一貫校穂波東校」の2校が新規指定を受けたこと、及び「飯塚市立高田小学校」、「飯塚市立内野小学校」、「飯塚市立小中一貫校穎田校」、「飯塚市立筑穂中学校」、「飯塚市立大分小学校」、「飯塚市立八木山小学校」、「飯塚市立小中一貫校飯塚鎮西校」の7校に設置する飯塚市学校運営協議会において、同規則第7条第4項の規定により解任となる委員が生じたことに伴い、同規則第6条の規定に基づき、補欠等の委員を任命するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書2ページから3ページにかけて、今回新たに指定を受けた2校の委員名簿、また、4ページから17ページにはその他7校の前任、後任委員名簿及び委員全員の名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は前任者の残任期間となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第17号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第18号 「飯塚市鳥瞰図」の市文化財指定

《説明：文化課長(坂口信治)》

議案第18号「飯塚市鳥瞰図」の市文化財指定について、ご説明をいたします。

議案書18ページをお願いいたします。本物件の文化財指定につきまして、令和4年3月29日に開催された飯塚市文化財保護審議会において諮問を行ったところ、令和5年3月30日に開催された本審議会において、飯塚市指定有形文化財に指定することに相当するとの答申をいただきました。

これを受けまして、飯塚市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、「飯塚市鳥瞰図」を市指定文化財とするため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第11号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書の19ページの資料をお願いいたします。本物件の指定区分は有形文化財の絵画です。名称及び員数につきましては、「飯塚市鳥瞰図、1巻」でございます。

所有者並びに管理者は飯塚市で、現状は現在、飯塚市歴史資料館で収蔵管理しております。

20ページに物件の概要、22ページに写真を掲載しておりますが、この鳥瞰図につきましては、昭和8年という制作年が記されており、制作年の前年にあたり昭和7年の飯塚市の市制を記念して、制作されたものと考えられます。

この作品の作者は吉田初三郎で、品質形状は絹本著色(絹の布地に着色されたもの)で、卷子装(巻物に表装されたもの)です。寸法は、縦71.7cm、横317.4cmです。

この飯塚市鳥瞰図は、「炭都」として栄えた往時の飯塚市の姿をテーマとし、現実に基づいて選択されたモチーフが描写され、まさに近代飯塚の自画像という側面を有しており、また、その制作年・制作者が明確で、その制作理由も推測できる貴重な絵画作品であることから、市指定文化財に指定して保存活用を図るものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第18号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第19号 飯塚市文化施設活用検討委員会委員の委嘱

《説明：文化課長(坂口信治)》

議案第19号「飯塚市文化施設活用検討委員会委員の委嘱」についてご説明いたします。

議案書の30ページをお願いいたします。提案理由としましては、飯塚市文化施設活用検討委員会の設置に伴い、飯塚市文化施設活用検討委員会規則第4条の規定に基づき委員を委嘱するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものであります。

議案書の31ページをお願いいたします。委員の任期は、委嘱の日から審議事項の答申が終了する日までとなっており、名簿のとおり15名の方を委嘱するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第19号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第20号 飯塚市文化財保存活用推進委員会委員の委嘱

《説明：文化課長(坂口信治)》

議案第20号 飯塚市文化財保存活用推進委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

議案書の32ページをご覧ください。提案理由としましては、飯塚市文化財保存活用推進委員会の任期満了に伴い、飯塚市文化財保存活用推進委員規則第5条及び第9条第2項の規定に基づき、委員を委嘱するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものです。

議案書の33ページをお願いいたします。飯塚市文化財保存活用推進委員会委員の任期は、本年6月1日から令和7年5月31日までの2年間で、名簿のとおり10名の方を委嘱するものでございます。

34ページをお願いいたします。飯塚市文化財保存活用推進委員会の専門部会として、歴史資料館協議会、古代史跡協議会、近代化遺産協議会を設けておりますが、その委員の任期についても同じく本年6月1日から令和7年5月31日までの2年間で、名簿のとおりそれぞれ7名の方を委嘱するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第20号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■報告第20号 令和5年第3回飯塚市議会臨時会の結果について

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

報告第20号「令和5年第3回飯塚市議会臨時会の結果」につきましてご報告させていただきます。

議案書の35ページをお願いいたします。令和5年第3回飯塚市議会臨時会が、令和5年5月23日の1日間開催されました。そのうちの教育委員会関係の議案を次のページに掲載しております。

36ページをお願いいたします。今回は報告が1件で、報告第8号「専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償)」について報告し、承認されております。

こちらは、後ほど報告第21号で内容について報告をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第21号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）について

《説明：文化課長（坂口信治）》

報告第21号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）について、報告いたします。

議案書の37ページをお願いいたします。この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、市長において専決処分されたため報告するものでございます。

議案書の38ページをお願いいたします。この事故は、令和4年9月14日水曜日の午前11時頃、相手方2名が飯塚文化会館駐車場に自動車を駐車していたところ、建物の劣化等により錆を含んだ水が天井から落ち、車両2台を損傷させたものです。本件事故につきましては、市の過失割合を100%とし、市が相手方2名に損害賠償金合計8万575円を支払うことで示談が成立しております。

なお、事故発生箇所につきましては、錆びていたワイヤーネットを撤去し、新たにポリエステル製のネットを取り付ける対応を実施済みです。

今後は、指定管理者による施設点検を徹底し、異常を発見した際には、随時対策を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告第21号の報告を終わります。

■報告第22号 飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

《説明：教育総務課長（梶原康治）》

報告第22号「飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則（補助執行事務）について報告します。

議案書の40ページをお願いいたします。報告の理由としましては、飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部改正する規則について、市長において制定し、公布されたため、報告するものでございます。今回の改正につきましては、先に一部改正しました「飯塚市奨学資金貸付基金条例」に付随した一部改正でございます。

改正内容について、新旧対照表にてご説明いたします。資料の42ページをお願いいたします。第3条第2項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を3号とすることにつきましては、現在申請受付を入学年度前の7月に事前予約として行っているため、記載の証明書等の添付は求めないことから、削除するものです。

次に43ページからは、同規則の末尾にあります様式第1号（第3条関係）について、貸付を申請する者の申請区分を明確にするため文言を追加したもので、大学等区分では、「公立」から「国・公立」に、高等学校区分には、高等学校に（私立）と、追加記載したものでございます。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

■協議事項 飯塚市青少年問題協議会委員の推薦について

《説明：教育総務課長（梶原康治）》

「飯塚市青少年問題協議会委員の推薦」について、ご説明いたします。

飯塚市では、本市の青少年問題について協議等を行うため、飯塚市青少年問題協議会を設置しており

ます。現在は大隈委員に、その職責を受けていただいているところですが、この度、令和5年5月31日をもって任期満了となることから、引き続き教育委員から1名の推薦依頼がっております。

委員の任期は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間について、推薦依頼を受けておりますので、よろしければ、どなたかご推薦をお願いします。なお、委員の選任におかれましては、女性の登用も検討いただきたいとのお願いがっております。

以上、飯塚市青少年問題協議会委員の推薦について、お取り計らいよろしく申し上げます。

○上田委員

それでは推薦をしたいと思いますが、指名推薦の方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上田委員

ご異議が無いようですので、指名推薦の方法で行います。どなたか推薦をお願いします。

○安永委員

これまでも飯塚市青少年問題協議会委員をしていただいた大隈恵子委員が、まさに適職のため推薦いたします。女性の登用ということも含めまして、ぜひ大隈恵子委員に継続してお願いしたいと思っております。

○上田委員

その他の方の推薦はありませんでしょうか。

(なし)

○上田委員

それでは、大隈委員を飯塚市青少年問題協議会委員に推薦することにご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

○上田委員

ご異議が無いようですので、大隈委員に飯塚市青少年問題協議会委員をよろしく願います。

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第7回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和5年6月19日(月)11:00からです。